一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会
情報公開規程

第1条（目的）
本規程は、一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会（以下「本協会」という。）の情報公開について、必要な事項を定めることを目的する。

第2条（本協会の責務）
本協会は、この規程の解釈及び運用に当たっては、第 5 条に規定する資料につき 一般の閲覧に供することの趣旨を尊重するとともに、個人情報がみだりに公開されることのないよう十分に配慮するものとする。

第3条（利用者の責務）
第 5 条に規定する資料を閲覧した者は、これによって得た情報を閲覧申請書に記載した目的以外に利用してはならない。

第4条（管理）
本協会の情報公開に関する事務は、本協会の事務局が統轄管理する。

第5条（情報公開の対象資料等）
1. 本協会において情報公開の対象とする資料（以下「公開対象資料」という。）は、 次の各号とする。
   （1）. 定款
   （2）. 役員の名簿
   （3）. 事業計画書及び収支予算書
   （4）. 事業報告書及び計算書類
   （5）. 前号の監査報告書
   （6）. その他法令で定める書類
2. 公開対象資料は、原則として、一般に閲覧に供するものとする。本協会は、合理的な理由がある場合にのみ、閲覧を認めないことができる（一部情報について除外する方法なども可能とする。）。
3. 公開対象資料は、本協会が定める場所に備え置くものとする。

第6条（閲覧場所・閲覧時期）
公開対象資料の閲覧場所は、本協会の事務局とし、閲覧の日は、本協会の休日以外の日で本

協会が認めた日とし、閲覧時間は本協会の業務時間内とし、本協会が認めた日とする。

第7条（閲覧の申請手続）
本協会の公開対象資料の閲覧を希望する者は、閲覧を希望する者の情報、閲覧の目的、希望日時、閲覧を希望する公開対象資料などの必要事項が記載された閲覧申請書を、本協会に提出しなければならない。

第8条（費用負担）
公開対象資料の閲覧は、無料とする。

附則

本規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。